

# Nara Women's University

## 京の成立と条坊制

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 奈良女子大学21世紀COEプログラム 公開日: 2011-04-21 キーワード (Ja): 下三橋遺跡, 京職, 条坊制 キーワード (En): 作成者: 吉野, 秋二 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10935/2727">http://hdl.handle.net/10935/2727</a>

# 京の成立と条坊制

吉野 秋二

## はじめに

日本の律令国家は、国一郡（評）一里（五十戸）からなる地方行政機構とは別に、王宮周辺に京を設定し、京職により統治した。日本の京では、羅城は限定的だったが、京職の統治領域＝京域には、中国都城同様、条坊が施工され、京域と外域は区分された。

しかし、以上は一般原則であり、特に律令制成立期には、原則からの逸脱も確認できる。本稿では、かかる認識に基づき、文献史学の立場から、律令制成立期の京と条坊制との関係を整理し、下三橋遺跡の発掘調査成果を評価してみたい。

なお六国史については、出典の明示を省略する場合がある。予め了解されたい。

## 1. 京の成立時期

### (1) 大化改新詔第二詔

律令地方行政機構の成立を考察する際、まず取りあげられるのは、『日本書紀』大化2年（646）正月朔条の大化改新詔第二詔「初修京師、置畿内・国司・郡司・関塞・斥候・防人・馭馬・伝馬（下略）」、および詔文に付属する5箇条の副文（補助規定）である。ただし、改新詔は問題の多い史料であり、特に副文に関しては、真憑性を精査する必要がある。

しかし、第二詔副文には、大化の法制と認めてよいものもある。例えば、第二条規定の畿内の範囲は、奈良時代以後のそれと異なる。また、第三条規定の「郡」のランク分けも、戸令定郡条の規定と異なる。「郡」という表記は、本来「評」だったと考えられるが、畿内制・評制の成立は大化年間の史実と認定してよい。

しかし、副文第一条の「京」に関する規定には問題がある。

#### A 改新詔第二詔副文第一条

凡京每坊置長一人。四坊置令一人。掌、按檢戸口、督察奸非。其坊令、取坊内明廉強直堪時務者充。里坊長、並取里坊百姓清正強幹者充。若当里坊無人、聽於比里坊簡用。

#### B① 養老令戸令置坊長条

凡京、每坊置長一人。四坊置令一人。掌。檢校戸口、督察奸非、催驅賦徭。

#### B② 養老令戸令取坊令条

凡坊令、取正八位以下、明廉強直、堪時務者充。里長坊長、並取白丁清正強幹者充。

若当里当坊無人、聽於比里比坊簡用。若八位以下情願者聽。

右は、A改新詔第二詔副文第一条とB①養老令戸令置坊長条・B②戸令取坊令条とを対照したものである。対応規定がある場合、下線を付した。B①②の傍点は、集解古記などか

ら想定復原できる字句である（B①の「檢校」は大宝令文では「按檢」だったらしい）。

これらを対照すると、副文第一条の規定内容が、養老令の2条文にほぼ完全に包摂されることが分かる。したがって、仮に副文第一条を大化の史実と認めた場合、大化に制定された京制が養老令制まで変更されず維持されたことになる。

しかし、副文第一条の規定「凡京、每坊置長一人、四坊置令一人。」は、統一的基準で設計された坊の存在を前提とする。また、4坊毎に坊令を設置する制は、日本独自のものであり、唐制を引き写してできるような観念的な法文ではない。したがって、条坊が施工された京が実在、または具体的に企画されない段階では、かかる法制の存在は考え難い。

しかし、現状では、前期難波宮周辺域において、孝徳期の条坊施工は想定し難い<sup>(1)</sup>。この点は、地勢的制約の大きい飛鳥後岡本宮（飛鳥浄御原宮）・近江大津宮周辺でも同様である。条坊制都城の成立は、藤原京に求めるのが穏当である。したがって、副文第一条は、『日本書紀』編纂時の現行法たる大宝令による潤色と見るべきだろう<sup>(2)</sup>。逆にいえば、大宝令の取意文として活用すべき史料といえる。

もっとも、主文の「初修京師」に限定すれば、中国礼制において畿内制と京制が一体的関係にあった点も考慮すると<sup>(3)</sup>、大化の法制である可能性は皆無ではない。しかし、現状では傍証はなく、なお慎重な検討が必要である。

## (2) 庚午年籍

では、京の成立時期を考察する際、起点とすべき史料はなにか。私は、庚午年籍に関する『続日本後紀』承和6年（839）7月壬辰条「令左右京職并五畿内七道諸国、写進庚午年籍、以收之中務省庫。」を重視する立場<sup>(4)</sup>をとる。

天智9年（670）造籍の庚午年籍は、戸令戸籍条の規定により、五比（30年）で廃棄される一般の戸籍と異なり永世保存された。記事は、左右京職・諸国が承和6年までこの原則を守り庚午年籍を保管していたことを示す。京職が左右に分かれるのは大宝令以後なので<sup>(5)</sup>、保管の分担法については検討の余地が残るが、庚午年籍に京職戸籍が存したことまで疑う必要はない<sup>(6)</sup>。したがって、遅くとも天智9年の時点で、当時の王宮＝近江大津宮周辺に京域が設定され、京職が京戸を統治していたことは確実である。

周知の通り、庚午年籍の形式に関しては、「近江令」の存否ともあいまって論争がある。私は「近江令」存在説の方が蓋然性が高いと思うが、仮に「近江令」がなかったとしても、京職に関して、職員令左京職条や、前掲戸令取坊長条・取坊令条に相当する単行法令が存した可能性は否定できない。もっとも、前述のようにこの時期に条坊制を前提とする京制は想定し難い。天智9年時点の京の統治機構は、大宝令の坊令一坊長とは異なった構成をとったと思われる。

『日本書紀』天武6年（677）10月癸卯条には「内大錦下丹比公麻呂為撰津職大夫。」とあり、「撰津職」も史料に現れる。養老令職員令撰津職条によれば、撰津職は「津国」を管掌する。また、撰津職には、京職の「坊令」・「坊長」に対応する役職はなく、長官（大

夫)が津国守を兼務し、管内は国郡制により統治される<sup>(7)</sup>。「摂津職」は、名称の通り、外交・交易拠点たる「津」の管掌を第一義的職務としたと考えられる。「津国」が「摂津国」と改称されるのは、国名表記が二字に統一される大宝4年(704)4月以後だろう<sup>(8)</sup>。

したがって、大宝令職員令摂津職条は養老令文と同内容、と推測できるが、それ以前の摂津職と津国の関係、斉明期以後の難波宮の管理主体等については、検討の余地が残る。しかし、遅くとも天武6年には、京職・摂津職が並存していたことは確実である。

天智期の為政者は、推古期以来の隋・唐との国交を通じ、羅城・条坊を擁する中国都城の形態を知識としては受容していた可能性が高い。将来の導入を構想していた可能性はある。しかし、行政機構による統治領域の設定は、必ずしも、羅城・条坊といった可視的境界を必要としない。現実には、日本において、京が条坊制を具備しない形で成立したことは認めるべきである。次章では、この点も含め、天武期以後の動向を考察してみたい。

## 2. 藤原遷都と条坊制

### (1) 飛鳥京の範囲

天武2年(673)2月、天武は、「飛鳥浄御原宮」に即位する。以後、持統8年(694)12月の藤原遷都までの21年余、王宮は周辺整備を重ねながら維持された。「飛鳥浄御原宮」周辺地域も、近江大津宮周辺と同様、条坊施工は想定できないが、この地域が21年間、京の中心領域であったことは間違いない。以上を踏まえ、本稿では、天武即位から藤原遷都までの京を飛鳥京と呼ぶことにする<sup>(9)</sup>。

しかし、藤原遷都への動きは、天武5年には、「新城」造営計画として確認される。事業は一旦中止されるが、天武11年に再開され、天武13年3月には「宮室」=宮域が決定される(『日本書紀』天武13年3月辛卯条「天皇巡行於京師、而定宮室之地。」。その後、「新城」造営は天武死去により再度中断するが、持統4年正月の持統即位後に「新益京」造営として再開され、持統8年12月遷都が実現する。以上が『日本書紀』が語る藤原遷都までの過程である。

これは、考古学的にも裏付けられる。藤原京跡の条坊遺構は、図1のように、条坊復元案に諸説があることから、①宮内先行条坊(宮造営に先行して造営された宮内条坊)、②京内先行条坊(①同様、開削後に埋め立てられた条坊)、③岸説藤原京条坊、④大藤原京条坊に分類される。しかし、近年では、基本的に同時期に施工されたことが判明している<sup>(10)</sup>。また、天武5年以後の第一次新城造営による条坊施工の進捗度は高く<sup>(11)</sup>、宮域が決まった天武13年には大藤原京域の相当範囲に条坊が敷設されていたらしい。

問題は、京域と条坊施工領域(範囲)との関係である。かつて岸俊男氏は、天武5年以後、特に天武末期に「京」・「京師」の用例が増加する点に着目し「新城」がその実体にあたる可能性を指摘した<sup>(12)</sup>。近年では、前述の発掘調査結果を踏まえ、天武末期の京域を、飛鳥を中心とする古い京とその北西に広がる「新城」をあわせた領域と見る説が一般化しつ

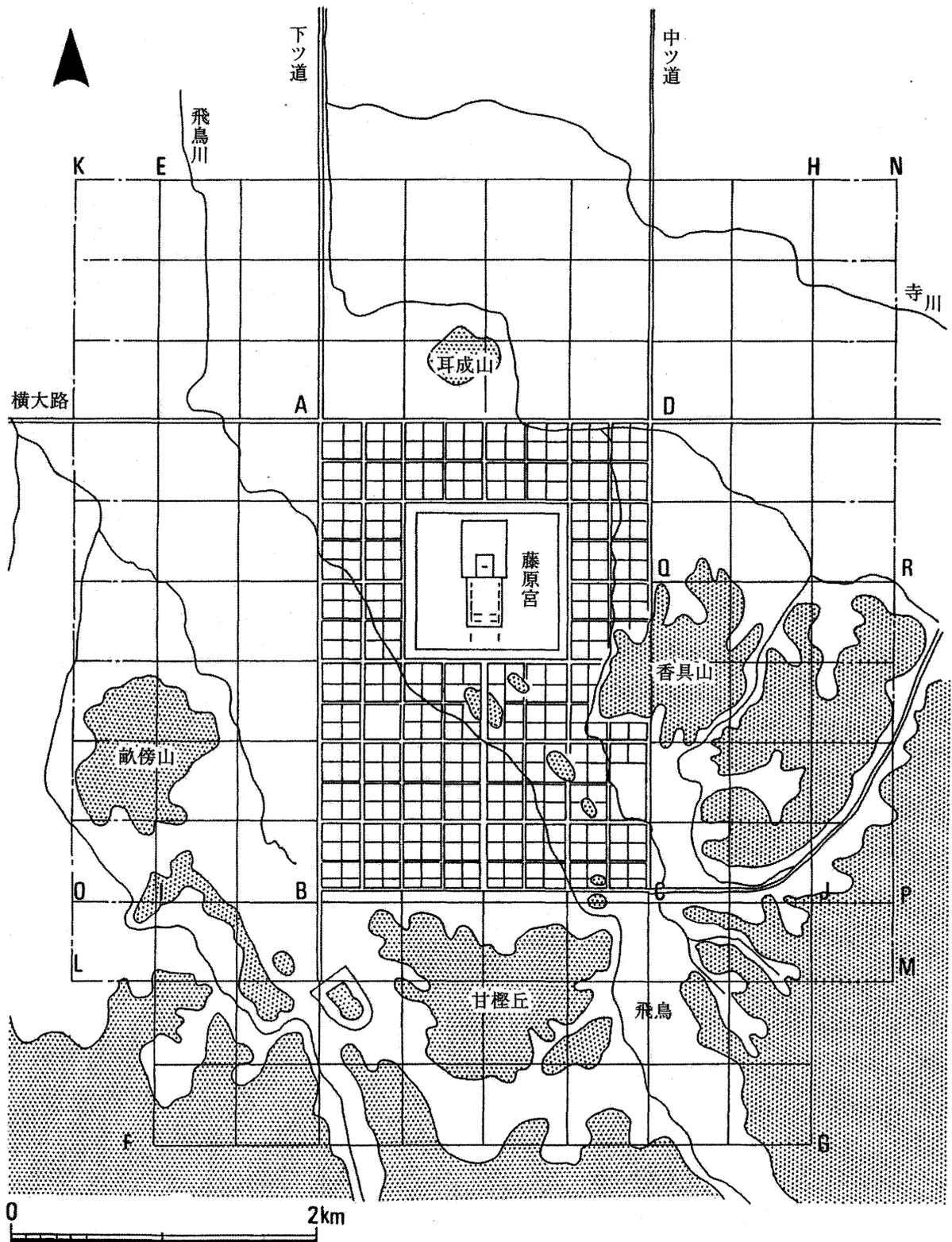


図1 藤原京域の復元諸説

ABCD = 岸俊男説 EFGH = 阿部義平・押部佳周説 EIJH = 秋山日出雄説

KOPN = 竹田政敬説 KLMN = 小澤毅・中村太一説

つある<sup>(13)</sup>。

確かに、前掲『日本書紀』天武13年3月辛卯条は、一見、既存の「京師」(京城)に幸した際、その内部に宮域を設定したように読める。また、藤原遷都は、隣接地への遷都という点で、以後の遷都と同一視できない面がある。天武11年の第2次新城造営以後、飛鳥京が北方に一定度拡大した可能性は否定できない。天武12～14年には全国規模で国境確定事業が実施されているので、その際に、飛鳥京と倭国との境界を再設定することは、あり得ることである。

しかし、王宮の移動以前に、新京を包摂する形で京城を設定するという発想には、簡単には従えない。京職は日常的一般行政を担う官司であり、その統治領域が京城である。遷都に伴う造営事業を担うのは、造官司・造京司といった臨時の専当官司で、京職ではない。当然、条坊施工は遷都に先行するが、施工領域を京職が統治するのは遷都時点からというのが通例である。

宮域決定後の『日本書紀』記事には、持統4年12月辛酉条「天皇幸藤原、観宮地。」のように、遷都予定地を「藤原」と地名で記す事例もある。したがって、前掲天武13年3月辛卯条の「京師」は、如上の学説の絶対的根拠とはいえず、『日本書紀』編纂時に遷都予定地を指して「京師」と呼んだ可能性が残る。

むしろ、私は、この問題に関して、『日本書紀』持統5年10月甲子(27日)条「遣使者、鎮祭新益京。」の地鎮記事に「新益京しんやくきょう(あらましのみやこ)」という語が初めて使われることを尊重したい。地鎮の対象(範囲)は、遷都予定の京、藤原京(その京城)である。この局面で「新益京」なる表現を使用する際、使用者が念頭に置き対比している「旧」京は、持統5年10月時点の現行の京、飛鳥京以外にあり得ない。この時点で、既に飛鳥京が新京を包摂し拡張している(「益している」)のでは、語の成り立ちが理解できない。

したがって、私は、「新城」造営以来の条坊施工領域が京城となるのは、藤原遷都時点と考える。節を改め、自説を別角度から補強してみたい。

## (2) 庚寅年籍と宅地班給

持統5年10月27日の「新益京」地鎮は、藤原遷都を公的に予告するデモンストレーションであった。『日本書紀』持統5年12月乙巳(8日)条には、「詔曰、賜右大臣宅地四町。直廣貳以上二町、大参以下一町、勤以下至無位、隨其戸口。其上戸一町、中戸半町、下戸四分之一。王等亦准此。」とある。地鎮された「新益京」の領域は、1ヶ月半後、王族・貴族・官人に分与されたのである。

日本古代都城の条坊には、一般に中国都城の条坊のような坊牆・坊門はなく、軍事・治安維持といった機能は希薄であった。日本の条坊制の最重要機能は、宅地班給に求めるべきだろう。京制と条坊制との関係を考える上でも、この点が最も重要である。

もっとも、王族・貴族・官人などの京への集住は、律令官僚制の進展と共に、持統5年以前から一定度進行していたと思われる。天武12年12月には、難波を複都の一とする旨の

詔が発令され、「百寮者」に対し、難波に行き「家地」を請求せよとの命が下されている。したがって、史料には見えないが、飛鳥京でも、天武期から、部分的に宅地班給が実施されていた可能性がある。ただし、飛鳥は伝統的な宮室の地だから、対象者は限定的だろう。

したがって、持統5年12月の宅地班給は、①官人以上のほぼ全階層を対象とする点、②官職・位階・戸口数という客観的基準で町単位に班給額を設定している点、以上二点においてやはり画期的である。特に、勤（令制六位相当）以下無位の下級官人に対する支給基準が戸口数に拠る点が重要である<sup>(14)</sup>。従来注意されてないが、この施策が、前年持統4年（庚寅年）、庚午年籍以来20年ぶりに造籍された戸籍、庚寅年籍によることは明らかである。

庚寅年籍は、持統3年に諸司に頒布された浄御原令戸令に基づいて作成された。下級官人の本貫地は、王族・貴族・上級官人以上に分散的だったはずである。中央政府は、京・畿内近国の庚寅年籍により、官人の戸の状況を正確に把握し、「新益京」条坊施工域の規模・利用状況を勘案して、班給基準を決定したのだろう。

なお、持統5年12月制の班給対象は官人のみであり、一般京戸に対する宅地班給史料はない。しかし、戸口数を基準とする下級官人への班給方式は、班給額を全般的に減額すれば、一般京戸に対しても適用可能である<sup>(15)</sup>。『続日本紀』慶雲元年（704）11月壬寅条には「始定藤原宮地。宅入宮中百姓一千五百五姻、賜布有差。」という記事がある。「宮」は「京」の誤りで、「百姓」の多くは一般京戸だろう。一般京戸に対する宅地班給も、持統5年12月以後、遷都後も含め段階的に行われた可能性が高いと思う。

まず、遷都前に、①条坊を施工し宅地を造成し、②官人以上階層から順に宅地を班給し、住宅を建設させ、遷都後に、③班給地に本貫地を移貫させ京職により統治する、以上のよう手順が想定できる。そして、このような手順は、以後の遷都でも、踏襲されたと見てよいだろう。

庚寅年籍は、以後の定期的造籍の端緒となった。計帳制も、遅くとも大宝令制では確立する。特に住民構成が複雑で、流動性が高い京の統治にとって、籍帳制成立のもつ意義は大きい。条坊制都城の成立によって歴代遷宮原則は放棄されたが、8世紀の天皇は、断続的に遷都や副都造営を繰り返した。この現象は、些か逆説的な言い方をすれば、住民の移動（流動性）を正確に掌握し得るシステムが機能した結果ともいえる。

近年の研究、特に考古学分野の研究は、天武期の造営事業、特に条坊施工の進捗度の高さから、藤原遷都に至るプロセスにおいて天武期の達成を高く評価する傾向が強い。しかし、条坊制都城には、条坊というハードと共に、住民統治のソフト（システム）が必要だった。新城造営から藤原遷都（宮）までの18年の道のりは、予定調和的なものではなく、現実に即応してハード・ソフト両面の整備を進めた過程として捉えるべきだろう。

### 3. 大宝令の坊令

本章では、前章までの検討を踏まえ、藤原京の復元プランについて考察する。

平城京・藤原京の条坊復元の基本は、前掲養老令戸令置坊長条の「每坊置長一人。四坊置令一人。」という規定、養老令職員令左京職条の「坊令十二人」という規定である。

前述したように、戸令置坊長条の規定は、改新詔第二詔副文第一条から養老令・大宝令同内容、と推測できる。一方、職員令左京職条は、養老令・大宝令文の異同を直接確認することはできない。以上を踏まえ関係史料を遡源的に検討しよう。

まず、『類聚三代格』巻5所収延暦17年(798)4月5日太政官謹奏の冒頭には、「右謹案令条、左右京職、每条置坊令一人。」と見える。つまり、太政官は、「四坊置令一人」という置坊長条の規定を、条毎に坊令1人を置く、と理解している。延暦17年時点の京、平安京は南北9条・東西8坊で、宮域が含まれる一・二条は左右京各3坊、三条～九条は左右京各4坊である。つまり、「四坊に令一人」という規定は三条～九条の一般的な条を念頭に置いたもの、というのが太政官の法解釈ということになる。なお、『令集解』職員令左京職条朱説にも、かかる公的法解釈に合致する注解がある。

平安期以後、「坊令」と同義語として「条令」なる用語が一般化するの、この解釈通り法が運用されたことを物語る。ただし、「条令」は、長岡京期・平城京後期の史料にも見える<sup>(16)</sup>。また、天平期の二条大路木簡には、条単位で物品を貢進したものが数点あり、坊令が署するものが含まれる<sup>(17)</sup>。したがって、坊令を条毎に配置する原則は、確実に天平期、恐らく平城遷都時点まで遡源する。

そこで問題になるのが、養老令職員令左京職条の「坊令十二人」という規定である。養老令制定・施行時点の京は平城京だから、素直に受け取れば、平城京は南北12条、となる。しかし、平城京は図2のように南北9条と見るのが通説である。そこで、「坊令十二人」は、藤原京期に制定・施行された大宝令同条の規定が、養老令で改定されずに残存した、と理解されてきた。大宝令施行以後の改定が養老令文に反映されないケースは少なくない。岸俊男氏は、かかる認識のもと、「坊令十二人」を藤原京期の京制と理解し、一坊を半里四方4町とした上で、南北12条・東西8坊に藤原京を復元したのである<sup>(18)</sup>。

後述するように 近年、下三橋遺跡の調査により、平城京「左京十条」条坊遺構が発掘され、従来の通説は再検討を迫られている<sup>(19)</sup>。しかし、十条大路以南、十二条まで条坊遺構が広がる可能性は小さいようである。したがって、「坊令十二人」は、やはり平城京期の京制とは考えがたい。従来通り、藤原京のそれと見るのが穏当だろう。

しかし、前に述べたように、岸説藤原京は、今日の条坊遺構の検出状況に鑑みると考古学的には成立困難である。また、『令集解』職員令諸陵司条古記引用の大宝令官員令別記の「京二十五戸」が、岸説では京外となる畝傍山周辺5陵の借陵守と推測されること、など、文献上の疑問も指摘されている<sup>(20)</sup>。実は坊令定員に関しても、岸説に従うと、平城遷都後に京城が3倍以上になるのに、24人(左右京各12人)から18人(同各9人)に人数が

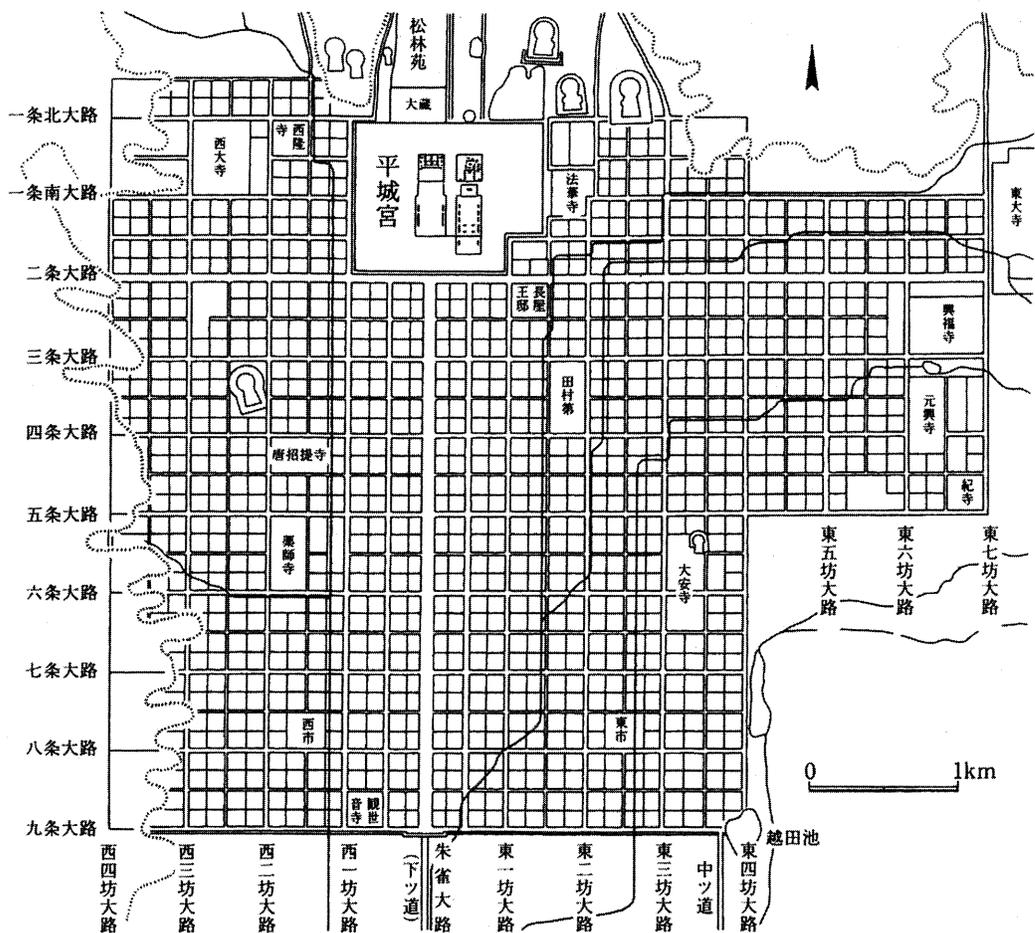


図2 平城京復元図

減るといふ難点がある。したがって、岸説は、それを部分的に認める説（京域縮小説・拡張説）も含め成立し難い。

残るのは、大藤原京説の見地から、「坊令十二人」を合理的に説明し得る学説である。一つは坊令条毎設置の原則を遡源させる阿部義平・押部佳周説<sup>(21)</sup>である。もう一つは、前掲戸令置坊長条「四坊置令一人。」を、本来、京域全域に4坊に1人坊令を配置する規定だったと見る（宮域4坊+京内坊96坊（4坊×12×2）=100坊とし、10条・10坊の京域を想定する）小澤毅・中村太一説である<sup>(22)</sup>。現在有力なのは後者である。

確かに、阿部・押部説は、①推定京域外の東・西で京外の条坊遺構が存する、②逆に京域の南部に条坊施工の困難な丘陵地を広く含む、③先述の借陵守「京廿五戸」が管理する畝傍山周辺5陵の一部が京域から外れ、逆に見瀬（五条野）丸山古墳などが京域に入る、といった難点がある。①は下三橋遺跡の評価如何で相対化される可能性があるものの、特に考古学的には、小澤・中村説の方が合理的だろう。

ただし、坊令の理解については、やはりなお疑問がないわけではない。

小澤・中村説によれば、大宝令策定時点では、坊令を4坊毎に完全に均等に置くことを意図していた置坊長条の規定は、平城遷都後、条毎に置く規定に読みかえられ、養老令以

後も通用したことになる。確かに平城京は左京・右京各4坊が基本だが、外京があるので、条毎配置=4坊毎配置となる範囲は、左京六条以南・右京三条以南にとどまる。このような場合、単行法令(格)により令制を改定する方が一般的だと思う。藤原京における坊令の管轄範囲振り分けに関する理解も、不明瞭な印象は拭えない<sup>(23)</sup>。

したがって、藤原京の京域に関しては、北限・南限の確定といった点も含め、検討の余地を残しておくべきだろう。

#### 4. 平城遷都の特質

##### (1) 平城遷都の過程

和銅元年(708)2月、前年7月に即位した元明天皇は平城遷都詔を発する。実際に、藤原京から平城京に遷都するのは、約2年後の和銅3年3月である。ただし、遷都自体は、文武期に構想されたものである。

慶雲3年(706)2月制定の百姓身役制は、平城遷都に備え、大宝歳役制を改定し、畿外諸国を対象とする役民動員体制を整備したものである<sup>(24)</sup>。半年後、実際に百姓身役は徴発されている(『続日本紀』慶雲3年9月丙辰条)。しかし、この年疫病が流行し、文武自身も不予となる。これを受け、翌年2月、文武は王臣に合議をはかり平城京造営を中止したのである(『続日本紀』慶雲4年2月戊子条「詔諸王臣五位已上、議遷都事也。」)

このように平城遷都は、一旦中止され次代の天皇により実現されるという、藤原遷都と似た紆余曲折を経たわけである。しかし、両者には、異質な点も多い。条坊制に連関する事項についてまとめてみよう。

第一は、条坊施工以前の開発の状況である。藤原京域は、飛鳥京に隣接し、阿倍山田道・横大路など主要幹線道路周辺域を中心として、条坊施工以前に、天皇家・王臣家の膝下所領として一定の都市的開発が行われていた。逆に、藤原京の設計は、それに規制された可能性もある。これに対し、平城京域の都市開発は、遷都決定→条坊施工に起点がある。

第二は、宅地班給の様相である。先に述べたように、持統5年(691)の藤原遷都に伴う宅地班給の方式は、平城遷都に継承されたと推測される。しかし、林部均が指摘するように、飛鳥浄御原宮周辺の大規模宅地の多くは平城遷都まで残存し、王族・貴族が必ずしも京内に移住しなかった状況が窺える<sup>(25)</sup>。伝統的宮室の地、飛鳥から離れることに対する抵抗は根強かった。結果的に、飛鳥に近接していたがゆえに、藤原京段階では京内集住は徹底しなかった可能性が高い。

前述したように、藤原京の宅地班給は持統5年12月まで行われなかったが、天武9年11月以後「新城」内で始まった薬師寺造営は、持統2年正月にはほぼ完成していた。薬師寺をはじめ、大官大寺・小山廃寺など「新城」以後の造営寺院の占地は、条坊との整合性が意識されている<sup>(26)</sup>。官大寺の造営は、王族・貴族に対し、「新城」内への集住を促すデモンストラーションの意味も認められる。

しかし、「新城」造営以前から存在した寺院の占地は、必ずしも条坊施工による影響を受けず、和田廃寺のように朱雀大路を寺地が横断するようなケースさえ放置された<sup>(27)</sup>。宅地班給も、こうした寺院の占地に一定度規制されたと思われる。

平城遷都の目的の一つは、藤原京のこのような限界を克服する点にあった。王族・貴族・官人の集住、住み分けは徹底したと思われる。氏寺等の建造領域として外京が設定されたことも、土地利用の計画性の高さを物語る<sup>(28)</sup>。

第三は、遷都立案から実行までの期間である。前述したように、藤原京の場合、天武5年(676)の新城造営開始から持統8年の遷都まで、中断期間を除いても、かなり時間がかかっている。これに対し、平城京造営は、慶雲3年の事業の比重は限定的であり、和銅元年3月・9月の造宮司・造京司設置によりスタートしたと見てよい。つまり、実質的造営開始から2年後には遷都が実現したわけである。

もちろん、遷都をもって造営事業が終了するわけではない。実際、『続日本紀』和銅4年9月丙子条には、「今宮垣未成、防守不備。」とあり、遷都から1年半たっても、宮城大垣さえ未完成の状態であった。しかし、比重の如何を別にすれば、遷都後も造営事業が継続するのは藤原遷都も同様である。平城遷都が、藤原遷都と比較して相対的に高い計画性のもとスムーズに進行したことは間違いない。

## (2)平城京条坊復元研究の史料

条坊復元の主要資料は、条坊の遺存地割・遺存地名・文献史料・発掘調査の遺構データである。平城京の場合、『延喜式』左右京職式京程条のような全体像を示す史料がなく、良好に残存する遺存地割を主要材料とし、それを他の史資料で補う形で進められてきた。

そこで、最近私は、このような研究状況の改善を意図し、平安初期の刑書『律書残篇』に見える地方行政機構に関する記述に着目した<sup>(29)</sup>。

日本国六十七 郡五百五十五 郷四千十二

里万二千卅六 左京条九防卅六 七道河東十六州

大倭国 郡十四 郷百六 里二百七十六 守介掾大目少目四位以上六位也

(以下略)

この部分の年代は、養老5年(721)4月～天平9年(737)12月のある時点とされている<sup>(30)</sup>。したがって、条坊に関する記載「左京条九防卅六」「右京条九防卅三」は当該期の平城京のそれと考えられる。しかし、左京の坊数「卅六」は平城京左京の坊数と合わない(前掲図2)。したがって、私は「卅」を誤記を判断し、実際には左京9条・46坊、右京9条・33坊と見る。

つまり、養老5年4月～天平9年12月のある時点における平城京は、大概、従来の復元プランで想定される形態をとっていた、ただし右京に北辺坊はなくさらに1坊分欠坊があった、というのが拙稿の判断である。したがって、遅くとも、天平9年12月には平城京は南北9条になっていたと考えられる。

しかし、前述したように、近年、下三橋遺跡の発掘調査によって、十条大路を含む「左京十条条坊」遺構が発掘された。「左京十条条坊」は、平城遷都時に九条以北の条坊と一体的に施工されたが、遅くとも天平2年には廃絶したらしい。調査担当者の山川均・佐藤亜聖は、この事実から、初期平城京十条説を提起している<sup>(31)</sup>。

前述したように『律書残篇』の条坊記載の年代は、養老5年4月～天平9年12月だから、それ以前に、平城京が南北10条であった可能性は残る。しかし、平城京の場合、天平期以後は二条大路木簡・天平5年右京計帳など個別の条坊記載（○条○坊）を有す一次史料がかなりあるが、現状ではそれ以前の史料は少ない。したがって、初期平城京十条説については、「京城を大きく変更するような施策がとられたのならば、『続日本紀』に記されるのでは？」という単純な疑問は残るものの、現状では是非を判断しかねる。

そこで最後に、下三橋遺跡に直接関わる二・三の史料について考察し、今後の検討の足がかりとしたい。

## 5. 下三橋遺跡に関する文献史料

### (1) 羅城・羅城門

山川均・佐藤亜聖両氏によれば、今回、九条大路南（東一坊大路交差点）付近で検出された羅城遺構は、十条相当条坊が埋没した後に築造されたものである。また、下三橋遺跡の羅城遺構は、東一坊大路東側溝手前まで伸びているが、東一坊大路上に門の遺構は検出されていない。羅城が東一坊大路を封鎖したのは、十条条坊の撤廃により、東一坊大路の九条大路から南方への通行路がなくなったため、と考えられる。

日本古代史では、羅城は京南面の一部のみで、羅城門以外の京城門はなかったというのが通説である。①平安期も含め羅城門以外の京城門が史料に見えないこと、②『令集解』宮衛令開閉門条において、集解諸説が令文の「京城門」を「羅城門」のことと注釈していること、以上2点が根拠である。今回の羅城遺構の検出状況は、通説と整合する。

では、平城京において、羅城門・羅城はいつ造営されたのか。

平城京「羅城門」の初見史料は、『続日本紀』天平19年（747）6月己未条「雫於羅城門。」である。しかし、『令集解』宮衛令車駕出入条集解古記（天平10年頃成立）は、

仮令、行芳野、左右京職列道、次隼人司、衛門府、次左衛士府、次図書寮。如此諸司当次凶耳。至羅城之外、倭国列道、京職停止也。

と、芳野行幸の際の鹵簿を例示し、京内は京職「羅城之外」に至り倭国が列立し天皇一行を出迎える、と述べている。天平10年当時鹵簿を構成したと推測される授刀舎人寮などは見えず、大宝令制に基づく注釈と考えられる<sup>(32)</sup>。ただし、記述は極めて具体的で、一定度、当時の実態を反映していると思われる<sup>(33)</sup>。ちなみに天平10年直近の芳野行幸は、天平8年6月～7月である。

また、神護慶雲4年4月21日「南天竺波羅門僧正碑并序」は、天平8年（8月以後）、

婆羅門僧菩提が入京する際、道俗が群集する様子を「閼城溢郭てんじょういつかく（城にみち郭にあふる）」と述べている。前の古記注を考慮すると、文飾ではなく、羅城の存在を示す表現だろう。したがって、羅城門・羅城は、遅くとも天平8年には存在したと考えられる。

しかし、現状では、天平8年以前の羅城門・羅城の有無・位置・規模等については、文献史料からは、確定し難い。論理的には、平城遷都当初の羅城門・羅城は「十条」大路南にあり、「十条条坊」廃絶後に九条大路南に再建された可能性、あるいは、初期羅城は羅城門付近の限定的範囲で二次的に東西一坊大路付近まで延長された可能性も残る。ただし、都城造営の一般的原則に鑑みると、羅城門・羅城の造営は、内裏・曹司のように日常的に使用される施設、大極殿のように藤原京から移転される施設よりは、相対的に遅れる可能性が高い。

近年の研究では、藤原宮から平城宮への大極殿の移転は、和銅3年正月以後、4年末まで、と推定されている<sup>(33)</sup>。したがって、羅城門の完成は、元明期とは考えにくく、元正期、聖武期にずれ込む可能性が高い。

## (2)三橋

奈良時代の「三橋（三椅）」の事例は2例、『続日本紀』和銅7年（714）12月己卯条「新羅使入京。遣従六位下布勢朝臣人・正七位上大野朝臣東人、率騎兵一百七十、迎於三椅。」、『同』宝亀10年（779）4月庚子条「唐客入京。將軍等、率騎兵二百・蝦夷廿人、迎接於京城門外三橋。」である。これらは、「郊勞」という儀式であり、このように外交使節が入京する前、または將軍が京に凱旋する前、京外に使者を派遣し慰勞するものである<sup>(34)</sup>。

奈良時代の郊勞の実例で、儀場がわかるのは「三橋（三椅）」の2例のみである。しかし、『令集解』軍防令節刀条古記（『令抄』所引逸文）には、將軍凱旋時の郊勞は、儀場の「遠近」をその都度定める、とある。外交使節に対する事例でも、平安時代の渤海使に対する事例でも、山崎付近（承和9年〈842〉3月27日）、「宇治郡山科村」（貞觀14年〈872〉5月15日）、「宇治郡山階野辺」（元慶7年〈883〉4月28日）と入京ルートにより使い分けられている。したがって、必ずしも、「三橋」に儀場が固定していたと考える必要はない。

かつて、瀧川政次郎は、「三橋」を羅城門外の溝にかけられた三枚橋（三つ並んで架けられた橋）と解し、中央の橋は、天皇および勅使にみ通行を許される「御道」だったとした<sup>(35)</sup>。さらに瀧川は、勅使は三橋の中央に立ち慰勞の宣を口宣し、儀衛の將軍は、門と橋との間の犬行（犬走）に騎兵を陳列したと推測する。平城京復元模型（1977年奈良市製作・現在奈良市役所展示）でも、瀧川説に従い、羅城門のすぐ手前に「三橋」を想定している。

しかし、平安京羅城門に関する諸史料には、『延喜式』左右京職式京程条も含め「三橋」に関する記述は見えない。もちろん、羅城門の南の溝に橋があったことは間違いないが、それが、羅城門と一体的な儀礼施設として特別に認識されていた形跡はない。そもそも、瀧川説のように「三橋」を羅城門の付属施設とすると、史料上、儀場は「羅城（京城）門

外三橋」あるいは「羅城門外」などと表現されるはずで、『続日本紀』和銅7年(714)12月己卯条のように「三橋」単独であられるとは考えにくい<sup>(36)</sup>。したがって、瀧川説は断案とはいえ、少なくとも200もの騎兵が犬行に陳列したという想定は無理だと思う。

もっとも宝亀10年4月の事例の「京城門外三橋」という表現に鑑みると、「三橋」は羅城門から大きく離れない範囲にはあったと推測される。ただし、『今昔物語集』巻27第37話に「奈良ノ京ノ南ニ三橋ト云フ所也ケリ。」とあるように、「三橋」の地名の範囲は、九条大路より南に広がりがある。羅城門手前に限定せず、下ツ道上の渡河点を候補に残して置くべきだろう<sup>(37)</sup>。その意味でも、平城遷都時点の佐保川の流路を確定することが重要になると思う。

### (3)京南田と越田池

『類聚三代格』巻15所収天平宝字5年(761)6月8日勅には、淳仁天皇が前年同日に死去した光明皇太后周忌法会のため、山階寺(興福寺)に40町、法華寺に10町の「京南田」を施入したことが記されている。この史料について、岩本次郎氏は、郡名等を記さず単に「京南田」と呼んでいるのは、この一語で平城京京南の特別な地域を示し得たから、と理解し京南辺条条里地域に50町を比定した<sup>(38)</sup>。さらに、京南辺条条里を平城京設定に伴って区画整理された地割とし、中世興福寺領京南六荘の一つ四十八町荘が興福寺(山階寺)への施入分40町を継承し地域の中央部にあった。と推測している。

しかし、勅文が施入田を「地」・「田畠」・「墾田」などではなく単に「田」と記していること、次年度以後の定期的法会への充当を意図した施入であること、以上を考慮すると「田」は熟田と見るのが自然である。京南辺条条里地域に熟田50町がまとまっている状況は想定し得ない。「京南田」は「京の南方の田」という一般的な意味で、実態は散在田(40町分・10町分を選んで施入した)だろう。したがって、この史料は、京南辺条条里の成立時期を推測する材料にはならない。

なお、越田池(現五徳池)の配置が、唐長安城における芙蓉園曲江池のそれを模倣したことは確実である。したがって、仮に平城遷都段階から越田池が造営または設計されていたとすると十条条坊は京外条坊ということになる。しかし、現状では、越田池の造営時期を特定し得る史料はない。

また、井上和人が指摘するように<sup>(39)</sup>、越田池には、離宮があり、園林・周辺所領が付属した可能性がある。しかし、そうした領域が京南辺条条里のような特殊な地割を伴って設定される必然性はないように思う。それは、京外条坊であっても同じである<sup>(40)</sup>。なぜこの地域に特殊な地割が発生し変化したのか、今回はこの難問への回答は保留したい。

### おわりに

以上、7世紀後期～8世紀前期を対象として京と条坊制との関係を検討した。

従来の研究では、京と条坊制の成立を、無前提に一体的なものとして論じる傾向が強かつ

た。本稿では、両者を峻別して考察し、条坊制都城成立の意義を論じた。最後に一言付言し、結びとする。

日本の都城制研究では、条坊の有無を、京城と外域を区分する指標として重視してきた。しかし、中国都城では、京の内外を区分する装置は羅城であり、条坊の主たる機能は、羅城の内部を区画することにある。日本の都城において、条坊が京城を示す唯一の可視的表象となるのは、羅城の限定性という消極的要因によるもので、条坊自体にハードとして独自の境界機能が付与された形跡はない。むしろ、独自性が認められるのは、境界祭祀などソフトの面である。

矢守一彦によれば、グリッド・プラン（方格状の町割）による都市プランの特徴の一つは、基本的パターンを変更せずに、市街を逐次外方に拡大できることにある<sup>(41)</sup>。前述したように、左京外京は氏寺の建造領域として平城遷都時に、右京北辺坊は西大寺・西隆寺造営にともなって奈良時代後期に設定された。平城遷都後まもなく廃絶する「左京十条条坊」も、逆ベクトルではあるが、グリッド・プランの柔軟性を示す類例として評価できる。都城のプランニングには、藤原京で想定されている『周礼』の影響のようなイデオロギーも作用するから単純ではないが、少し柔軟に考えた方がよいかもしれない。

憶測にとどまった点が多く、考古学・歴史地理学の素養に乏しいため初歩的誤りも多いと思う。ご批評を賜れば幸いである。

#### 注

- (1)この点に関しては、井上和人『古代都城制条里制の実証的研究』（学生社、2004年）、林部均『飛鳥の宮と藤原京』（吉川弘文館、2008年）など参照。
- (2)岸俊男「造籍と大化改新詔」（『日本古代籍帳の研究』塙書房、1973年、初出1964年）。
- (3)西本昌弘「畿内制の基礎的考察」（『日本古代儀礼成立史の研究』塙書房、1997年、初出1984年）。
- (4)吉川真司「律令体制の形成」（『日本史講座第1巻』東京大学出版会、2004年）など。なお『続日本後紀』承和10年正月甲辰条にも関連記事がある。
- (5)日本令制独自の制度である。なお、「唐風化」が進行した藤原仲麻呂政権下、天平宝字5年2月左右京尹が置かれ従三位相当官とされた。これは唐京兆府の「尹一人、従三品」（『大唐六典』）を模倣したもので、仲麻呂の乱後、廃止されている。
- (6)井上光貞「庚午年籍と対氏政策」（『井上光貞著作集第四巻 大化前代の国家と社会』岩波書店、1985年、初出1945年）。
- (7)唐制では、京兆府（開元元年以前は雍州）は、官制上、河南府・太原府と横並びで、京内は、京外を統治領域に含む二県（長安県、万年県）により管轄され、坊とは別に里が設定された。撰津職の官制は、京職と比較して、相対的に唐制に近い。なお、日本古代史で、首都・副都の如何といった問題を議論する場合、まず、このような京職と撰津職の官制の相違を尊重する必要がある。長岡京を副都とする議論は、文献史学・考古学双方で根強く

残存するが、この基礎的事実が考慮されておらず、成立しない。

(8) 坂元義種「撰津職について」(『待兼山論叢』2、1968年)は、『日本書紀』天武4年2月癸未条などから天武朝に「津国」は「撰津国」と称されていたと推測するが、従えない。前掲『令集解』諸陵司条古記所引官員令別記に「津国」とあることから見て、浄御原令制下の国名は「津国」で、それが大宝令文に継承されたと見るべきである。養老令文の「津国」は、大宝令制以後の国名改定が反映されず、大宝令文が引き写された結果である。なお、大宝4年4月の諸国印鑄造を契機に、漢字2字の国名が成立する点については、鎌田元一「律令制国名表記の成立」(『律令公民制の研究』塙書房、2001年、初出1995年)参照。

(9) 天武元年紀(壬申紀)には、「近江京」(5月是月条)との対比表現と思われる、「倭京」(5月是月条、6月丙戌条、7月戊戌条)、「古京」(7月壬辰条)なる語が見える。仮に斉明期に京が存在したとすると、天武即位時点の京の領域は斉明期のそれを継承したと思われる。

なお、前掲林部注(1)著書は、飛鳥では、飛鳥宮Ⅱ期遺構(飛鳥板蓋宮)から、周辺の飛鳥藤原地域では天武期から建物の造営方位が正方位となる点に着目し、斉明期に京の成立が遡及する可能性に言及する。厳密な意味での京域と正方位の建物群の広がりとの対応関係については、個々の事例に即した慎重な検討が必要である。ただし、条坊施工以前の京域を推測する一つの仮説として興味深い。

(10) 川越俊一「藤原京条坊年代考」(奈良国立文化財研究所学報60冊『研究論集 XI』2000年)。

(11) 林部均「藤原京の「朱雀大路」と京域」(『条里制・古代都市研究』20、2004年)。

(12) 岸俊男「日本における「京」の成立」(『日本古代宮都の研究』岩波書店、1988年、初出1982年)。

(13) 橋本義則「藤原京「造営試考」(前掲注(10)『研究論集 XI』2000年)、小澤毅「古代都市「藤原京」の成立」(『日本古代宮都構造の研究』青木書店、2003年、初出1997年)、前掲林部注(11)論文。なお花谷浩「京内廿四寺について」(前掲注(10)『研究論集 XI』2000年)は、『日本書紀』天武9年5月朔条の「京内廿四寺」に着目し、「廿四寺」を具体的に比定した上で同様の見解をとる。しかし、橋本も指摘するように、「新城」造営再開以前の記事を根拠にかかる推測を行うのは無理がある。「京内」は信憑性に乏しく、「廿四寺」には京周辺寺院も含まれる可能性が高い。

(14) 仁藤敦史「倭京から藤原京へ」(『古代王権と都城』吉川弘文館、1998年、初出1992年)は、官職・位階的秩序の不徹底という観点から、平城遷都以後との相違面を指摘している。そのような一面は否定できないが、私は、本文で述べた観点から、連続的側面を見出したい。

(15) 一般京戸に対する宅地班給に関しては、特に藤原京段階では、否定もしくは限定的に捉える論者が多い。確かに、関連史料は、『続日本紀』天平13年9月己未条の恭仁京遷都に関する記事に「班給京都百姓宅地。」とあるぐらいである。しかし、天平期の「右京計帳」に見える京戸の多くは非官人戸で、しかも戸主の氏姓が異なっている(中村順昭「平城京の京戸について」(『律令官人制と地域社会』吉川弘文館、2008年、初出1995年))。中央官司・官人家・寺院には、巨大な労働需要があり、その少なからぬ部分は一般京戸によって満たされた。段階差は考慮すべきだが、私は、藤原京においても、一定度の一般京戸の集住を想定してよいと思う。

なお、岸俊男『古代宮都の探求』(塙書房、1984年)は、『続日本紀』慶雲元年11月壬寅条の「宮中」を京内、「百姓一千五百五烟」を藤原京の官人戸・一般京戸の総数と見て、藤原京の人口を試算した。しかし、官人戸が含まれず、一般京戸のみである可能性も十分にある。仮に「烟」＝「戸」とすると、1505戸は約30里分、「右京計

帳」の平均戸口数16、4人をかけると約2万5千人になる。

なお、都城の宅地班給は、律令制的な礼的秩序の体现でもあるが、この点は、山田勝芳『中国のユートピアと「均の理念」』（汲古書院、2001年）が示唆的である。

- (16)市川理恵「日本古代における「都市民」の成立」（『ヒストリア』183、2003年）。
- (17)渡辺晃宏「奈良・平城京跡」（『木簡研究』12、1990年）10頁。
- (18)岸俊男「緊急調査と藤原京の復原」（『日本古代宮都の研究』岩波書店、1988年、初出1969年）。
- (19)山川均・佐藤重聖「平城京・下三橋遺跡の調査成果とその意義」（『日本考古学』25、2008年）。本稿の下三橋遺跡の発掘調査に関する言及はこれによる。
- (20)今尾文昭「律令期陵墓の実像」（『律令期陵墓の成立と都城』青木書店、2008年、初出2006年）。この他、寺崎保広『藤原京の形成』（山川出版社、2002年）は、『日本書紀』持統5年12月乙巳条の宅地班給記事と『続日本紀』慶雲元年11月壬寅条を比較し、仮に約1500戸すべてを下戸としても375町必要と試算、岸説藤原京では収まらないと主張する。岸批判の方向性は妥当だが、持統5年12月制の下級官人への班給基準を、庶民（非官人＝一般京戸）にそのままあてはめて試算するのは適当ではない。
- (21)阿部義平「新益京について」（『千葉史学』9、1986年）、押部佳周「飛鳥京・新益京」（『古代史論集』上、塙書房、1988年）。
- (22)前掲小澤注（13）論文、中村太一「藤原京の「条坊制」」（『日本歴史』612、1999年）。
- (23)この点では、仁藤敦史「藤原京の京城と条坊」（『日本歴史』619、1999年）の小澤批判は有効である。ただし、小澤毅「藤原京の造営と京城をめぐる諸問題」（前掲小澤注（14）著書、2003年）が反論するように、仁藤説自体には誤りが多く、全体としては従えない。
- (24)鎌田元一「平城遷都と慶雲三年格」（『律令公民制の研究』、塙書房、2001年、初出1989年）。吉野秋二「大宝令歳役・雇役制試論」（『日本史研究』432、1998年）。なお、館野和己『古代都市平城京の世界』（山川出版社、2001年）は、さらに平城遷都詔の記述などに着目し、平城遷都の一因を歴代遷宮原則の残存に求める。しかし、文武即位から平城遷都企画までタイムラグがあり、文武即位後、大宝令施行を契機に藤原京が改造されている点を考慮すると、この推論は成立し難い。
- (25)前掲林部注（1）著書。
- (26)小澤毅「藤原京の条坊と寺院占地」（前掲小澤注（13）著書、初出2001年）。
- (27)前掲林部注（11）論文。
- (28)この点は、平城京からの氏寺移転を認めなかった長岡京・平安京に外京にあたる区画がないことと対応する。
- (29)吉野秋二『『律書残篇』の条坊記載』（奈良女子大学21世紀COEプログラム古代日本形成の特質解明の研究教育拠点報告集Vol. 14『古代都市とその形制』、2007年）。なお、拙稿執筆後、『参天台五臺山記』熙寧5年（1072）10月15日条に、記者成尋が、宋皇帝から「京内里数多少」を尋問された際、「九条三十八里也。以四里為一条三十六里、一条北辺二里。」と回答した記述が存することに気づいた。同条には、「西京」（平安京右京）、「南京」（旧平城京）が見えるから、「京内」は平安京左京内のことで、「三十八里」は宮内を含んだ坊数と考えられる（4坊×9＋左京北辺坊＋左京宮内一条以北）。
- (30)坂本太郎「律書残篇の一考察」（『律令制度 坂本太郎著作集第七巻』1989年、吉川弘文館、1934年）。

- (31) 仮に10条条坊が京内条坊とすると、条坊が破壊され始めた時点には、京域は変更されていたということになる。
- (32) 野田有紀子「日本古代の鹵簿と儀式」(『史学雑誌』107-8、1998年)。
- (33) 北村優季「藤原京と平安京」(『東北文化論のための先史学歴史学論集』(今野印刷株式会社、1992年)。
- (34) 田島公「日本の律令国家の「賓礼」」(『史林』68-3、1985年)。
- (35) 瀧川政次郎「羅城・羅城門を中心とした我が国都城制の研究」(『京制並に都城制の研究』角川書店、1967年)。
- (36) 『唐大和上東征傳』には、天平勝宝6年2月4日のこととして、鑑真の入京の様子を「四日入京。勅遣正四位下安宿王於羅城門外迎慰拜勞。」と記す。
- (37) 金子裕之「平城京と祭場」(『国立歴史民俗博物館研究報告』7、1985年)。
- (38) 岩本次郎「平城京京南特殊条里の一考察」(『日本歴史』387、1980年)
- (39) 井上和人「平城京羅城門再考」(前掲井上注(1)著書、初出1998年)。
- (40) 小澤毅「平城京左京「十条」条坊と京南辺条里」(『王権と武器と信仰』同成社、2008年)は「左京十条条坊」を京外条坊と見るが、その問題点については、研究集会における著者の発言を踏まえ、前掲山川均・佐藤聖注(19)論文が批判している。「左京十条条坊」を京外条坊と見る場合、そのような特殊な地割を、あえて京城南面に設定した意図が説明される必要がある。
- (41) 矢守一彦『都市プランの研究』(大明堂、1970年)。矢守は、他に1 初歩的測量技術でレイアウト出来ること、2 土地の配分・所有、租税賦課に便利であること、3 軍事的・政治的支配、管理が容易であること、4 方形の建築物を最もコンパクトに収容し得ること、5 限定された高密度の都市空間の中に住民の棲み分けを効率的に実施できること、を指摘する。
- (付記) 基本的には、研究集会レジュメ集の掲載原稿を踏襲したが、集会での討論や、その後の研究成果等を受け、若干補正した。なお、本稿(5. 下三橋遺跡に関する文献史料を除く)は、別に「京の成立過程と条坊制」と題して『古代都城のかたち-空間・制度・思想-』(同成社、2009年)にも掲載される。

#### 挿図出典

- 図1 林部均「藤原京の条坊制」(奈良女子大学21世紀COEプログラム報告集Vol. 16『都城制研究』(1)2007年)掲載図(前掲小澤注(13)論文掲載図を補正したもの)を転載。
- 図2 小澤注(13)論文掲載図を転載。